# 省　令

## ○農林水産省令第六十三号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第二項第二号から第四号まで、第六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十九条第二項並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（肥料取締法施行規則の一部改正）

**第一条**　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則 | 肥料取締法施行規則 |
| （削る） | （指定配合肥料） |
| | **第一条**　肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料のうち次の各号に掲げる普通肥料以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 |
| | 一　次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料 |
| | イ　事故肥料 |
| | ロ　肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料 |
| | ハ　土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された普通肥料 |
| | ニ　液状の普通肥料 |
| | ホ　牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ。）を使用して生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） |
| | 二　石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料と当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。）を原料として配合した普通肥料 |
| | 三　配合に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入した普通肥料 |
| | 四　配合に当たつて第四条第三号に掲げる材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用した普通肥料 |